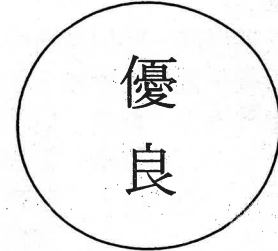


許可番号09770003495

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 香川県高松市一宮町1686番地6  
氏名 株式会社塵芥センター  
代表取締役 溝淵 誉仁



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項 の許可を受けた者であることを  
第14条の5第1項  
証する。

高松市長 大西 秀



許可の年月日 令和2年7月7日  
許可の有効年月日 令和9年7月6日

1. 事業の範囲

(1) 処分の方法

中間処理業(焼却処分に限る。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻(次の物質を含むことのみにより有害なもの。(ダイオキシン類)) ②廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。) ③廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。ただし、特定有害産業廃棄物を除く。) ④廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。ただし、特定有害産業廃棄物を除く。) ⑤ばいじん(次の物質を含むことのみにより有害なもの。(ダイオキシン類)) ⑥感染性産業廃棄物 以上

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月7日(当初許可)  
平成10年7月7日(更新許可)  
平成15年7月7日(更新許可)  
平成20年7月22日(更新許可)  
平成25年7月11日(更新許可)  
令和2年5月26日(変更許可)  
令和2年7月7日(更新許可)

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

種類:汚泥(ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)、  
廃油(廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。)、廃プラスチック類(ポリ塩化ビフェニル汚染物  
及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)及びその他産業廃棄物の焼却施設 2  
基

設置場所:香川県高松市西植田町字永惣7352番3、7354番1

設置年月日:令和2年4月30日

処理能力:混焼 17.5トン/日(8.75トン/日(12時間)×2基)

専焼 ①汚泥 5.064トン/日(0.211トン/時×12時間×2基)

②廃油 5.400トン/日(0.225トン/時×12時間×2基)

③廃プラスチック類 7.848トン/日(0.327トン/時×12時間×2基)

④その他の産業廃棄物 22.896トン/日(0.954トン/時×12時間×2基)

許可年月日:平成30年11月20日

許可番号:2018-8-2

以下余白